

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたため、この旨を公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日
横浜市市中区日本大通一七番地

横浜商船運輸株式会社

代表取締役 齋藤 俊介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたため、この旨を公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日
三重県四日市市水沢町二〇二二番地一

丸原水沢製茶株式会社

代表取締役 原 辰徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたため、この旨を公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日
大阪府北区東天満二丁目九番一

株式会社アイニード

代表取締役 松本 征洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたため、この旨を公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日
愛媛県西条市神拝甲三二〇番地

扶桑産業株式会社

代表取締役 渡辺 浩

株式交換につき株券等提出公告

当社は、NMT株式会社を完全親会社とする株式交換を行うことにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月四日
東京都中央区築地一丁目一三番一

メドピア株式会社

代表取締役 後藤 直樹

株式交換につき株券等提出公告

当社は、KKH株式会社を完全親会社とする株式交換を行うことにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月四日
東京都千代田区永田町二丁目一

番一号山王パークタワー五階トラスティーズ・コン

サルディングLLP内 NMT株式会社

代表取締役 石見 陽

新規信託分割の公告

アルタイ・インベストメント特定目的会社及びみずほ信託銀行株式会社間の平成十九年九月二十六日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）に基づき設定された信託につき、令和八年一月六日をもって、新規信託分割（分割効力発生日以降、かかる分割により成立する新たな信託を新規信託として、二つの信託とします。）をしますので公告します。

この分割に異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託についての信託契約の当事者当初委託者

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一
号
アルタイ・インベストメント特定目的会社

委託者兼受益者

東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
エムエル・エステート株式会社
受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三三
みずほ信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等
アルタイ・インベストメント特定目的会社及びみずほ信託銀行株式会社間の平成十九年九月二十六日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

なお、従前の信託の年月日は、右記載の契約締結日と同日です。

また、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以降における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番三三

みずほ信託銀行株式会社

不動産信託部

電話番号 〇三ー四三三五ー七三七二

令和七年十二月四日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三三

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長 笹田 賢一

訂正公告

令和七年九月四日（号外第二〇〇号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の住所「東京都江東区常盤二丁目九番三三号ジェエルメ神谷町一階・地下一階」とあるは「東京都江東区常盤二丁目九番三三号ジェエルメ神谷一階・地下一階」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月四日

東京都江東区常盤二丁目九番三三号ジェエルメ神谷一階・地下一階
（甲）一般社団法人日本サイバーセキユリティ・イノベーション委員会
代表理事 梶浦 敏範

東京都港区新橋六丁目七番九号新橋アイランドビル三階
（乙）一般社団法人サイバー犯罪捜査・調査ナレッジフォーラム
代表理事 清水 智

訂正公告
令和七年十一月二十日掲載の資本金及び資本準備金の額の減少公告中、「資本金の額を一億七千六百万円から七千六百万円減少し」とあるは「資本金の額を三億五千六百万円（令和七年十月三十一日時点）から二億五千六百万円減少し」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月四日
東京都千代田区有楽町一丁目二番二番東宝
日比谷ビル一五階
株式会社TBM
代表取締役 山崎 敦義

正 誤

ページ 行 誤 正

令和七年十月三十日（号外第二四十一号）国土交通省告示第九百八十一号（進入管制区を指定する告示等の一部を改正する告示）
（原稿誤り）
一四 運用時間7時30分から21時30分から20時30分まで 20時30分まで
四 五 20時30分まで 20時30分まで

令和七年十月三十一日（号外第二四十二号）国土交通省告示第九百九十三号（火災時に生ずる煙を有効に排出することができるとする給気口及び排気口の構造方法等を定める件）
（原稿誤り）
五四 ページ上段終りから五行目の前に次を加える。

三 手動開放装置を設けること。
四 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十センチメートル以上一・五メートル以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。
令和七年十月二十八日地方整備局告示第八十一号（都市計画に関する件）
（原稿誤り）

五上 終りから 四 令和十八年 令和十三年